

令和2年度経営計画

1. 業務環境

(1) 京都府の景気動向

京都府の景気は、消費税増税後も全体としては緩やかな拡大基調が続いてきました。

観光関連産業においても、主要宿泊施設・観光施設への入込数が前年度を上回り好調に推移してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症（以下「新型肺炎」という。）の影響による観光客の減少から、飲食・旅行・宿泊関連業等では売上が急減しており、製造業の生産活動や運送・物流、さらに国民生活など社会全般に甚大な影響が広がってきています。

新型肺炎の世界的な感染拡大により、世界経済の停滞が懸念され、また、WHO（世界保健機関）がパンデミックを宣言するなど、事態は刻々と変わってきており、今後も経済活動、市民活動への影響が長引けば、さらに厳しい局面を迎えることが予想されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の景況感は、全産業において低下傾向にあり、中小企業者等が抱える経営上の不安要素として売上不振、競争激化、人手不足、人件費増加などが挙げられています。

また、新型肺炎の感染拡大、米中貿易摩擦、英国欧州連合離脱を巡る不透明感により世界経済も減速しており、外需への期待値も低いことから、さらなる景況感の悪化が予想されます。

2. 業務運営方針

新型コロナウイルスにより影響が生じている中小企業者等の資金繰り支援を最優先課題と位置付け、中小企業者等の実情に応じて、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう全力を挙げて取り組みます。

また、府内中小企業者等の事業維持・発展のため「金融と経営の総合支援サービス機関」として、中小企業者等のライフステージに応じた金融支援、経営支援に取り組みます。京都経済センターへの移転から1年が経過し、より一層関係機関との連携・交流を強化し、多様なニーズに対応した新しい取組みを積極的に展開していきます。

債権管理においては、効率的に求償権の管理・回収を図り、事業継続および再生が見込める債務者については、専門家派遣や求償権消滅保証等の活用による金融正常化を推進します。

加えて、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への貢献を意識し、業務を通じて広く社会に求められる活動を行います。

以上を踏まえ、令和2年度は、次の事項を主要項目として取り組みます。

(1) 金融と経営の総合支援サービスの推進

- ① 中小企業者等の様々な資金ニーズに対応するため、京都府、京都市協調融資制度を中心に、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。災害等発生時には、特別相談窓口の開設や各種制度創設等により迅速に対応します。
- ② 中小企業者等の事業性を評価した融資を金融機関と連携して推進します。
- ③ 創業支援策として、協会主催による創業セミナーや勉強会、専門家派遣による創業計画策定支援「創業バリューアップサポート」を行います。また、「創業サポートデスク」、「創業サポーター」、女性創業支援チーム「ことそら」を中心に創業予定者への伴走支援を行います。
- ④ 事業承継サポートデスクを中心に、事業承継セミナーの開催や金融機関、関係機関等と連携し、専門家を活用した「京都バトンタッチサポート」により事業承継計画の策定支援等を実施します。
- ⑤ 中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」・「京都プロアップサポート」・「京都ランクアップサポート」・「京都バトンタッチサポート」を活用した経営支援を推進します。
- ⑥ 海外展開サポートデスクを中心に、関係機関と連携しながら企業のグローバル化、海外向け販路開拓、インバウンドへの対応等への支援を実施し、企業の国際化支援に取り組みます。

- ⑦ 条件変更企業については、企業訪問による実態把握に努めるとともに、金融機関と緊密な連携を図り、個々の中小企業者等の状況を勘案しつつ、早期に経営支援を行うなど、きめ細かい対応を実施していきます。
- ⑧ 再生支援については、行政・中小企業再生支援協議会、地域金融機関等と緊密な連携を図り、「中小企業再生支援資金」の活用等により積極的に取り組みます。また、フォローアップが必要な再生支援先についてモニタリングを強化し、企業訪問や京都バリューアップサポートなどを活用した本業支援を行います。

(2) 債権管理の合理化・効率化

- ① 代位弁済後において、債務者・連帯保証人等（以下「債務者等」という。）との接触頻度を高め最新の情報を把握するとともに、その情報を反映させた進捗管理・入金管理により適切で効率的な債権管理・回収を行います。
- ② 債務者等の実態を把握し、それぞれの生活基盤・事業基盤を十分考慮した債務圧縮へのサポートを主眼においた血の通った債権回収を行います。
- ③ 地図情報システムを活用した現地訪問を行い、生活状況や返済能力等実態把握に努め、分割弁済開始や増額の交渉機会を増やします。
- ④ 事業継続及び再生が見込まれる債務者について、経営支援部門と連携し、中小企業診断士等の専門家派遣による経営改善計画の策定、求償権消滅保証等による経営支援及び金融正常化を検討します。
- ⑤ 十分な返済能力に欠けるものの、誠意をもって定期弁済を継続している保証人に対し、一部弁済による保証債務免除を活用します。

(3) コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ① 公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ります。
- ② 公正・公平・平等な業務を徹底し、反社会的勢力等の関与案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。
- ③ 内部統制システムの充実・強化を図り、適正な業務運営を確保します。
- ④ SDGsへの貢献を意識し、具体的な取組みを推進します。

3. 保証承諾等の見通し

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	2,000億円	121.2%
保証債務残高	5,400億円	95.6%
代位弁済	120億円	92.3%
回収	25億円	80.6%